

教職員の非違行為対応マニュアル作成の手引き

本書はマニュアル作成の手引きです。平成 24 年 1 月作成の「学校危機管理マニュアル作成の手引き」と同様に、各校において実情に合ったマニュアルを作成し、活用されるようお願いします。

また、事案に対応する際は、事案の重大さ等によって、作成されたマニュアルを参考にしながら、柔軟に対応されるようお願いします。

平成 26 年（2014 年） 3 月

長野県教育委員会

I 非違行為を防止するために必要な日常の取組

1 体罰

- (1) 体罰に対する正しい理解と認識を持つ。
 - ・「職場内研修」の実施等による啓発
 - ・「教職員の皆さんへ『体罰の根絶に向けて』」(H23.12 長野県教育委員会)の活用
- (2) 学校としての組織的取組
 - ・児童生徒の指導上の問題を一人で抱え込まないよう、生徒指導委員会等を中心に、組織で対応する。
 - ・「体罰根絶に向けた運動部指導者研修会」や「学校体育・スポーツ研究協議会」の研修内容について校内で伝達講習を行う。
 - ・児童生徒・保護者・教職員を対象とした定期的なアンケート調査の実施
 - ・児童生徒・保護者への第三者相談機関（毎年県教委から通知される）の周知徹底
- (3) 良好な人間関係づくり
 - ・職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係
 - ・児童生徒のシグナルを見落とさない児童生徒との人間関係

2 スクールセクシュアルハラスメント

- (1) セクハラに対する正しい理解と認識を持つ。
 - ・「職場内研修」の実施等による啓発
 - ・「なくそう スクール・セクハラ！」(H20.10 長野県教育委員会)の活用
- (2) 学校としての組織的取組
 - ・非違行為防止委員会の設置と活用
 - ・スクール・セクハラ相談窓口の設置と児童生徒・保護者への周知
 - ・児童生徒・保護者への第三者相談機関（毎年県教委から通知される）の周知徹底
- (3) 良好な人間関係づくり
 - ・職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係
 - ・児童生徒のシグナルを見落とさない児童生徒との人間関係

3 情報管理に関する事故

- (1) 情報管理に対する正しい理解と認識を持つ。
 - ・「職場内研修」の実施等により、情報セキュリティに対する意識高揚を図る。
- (2) 教職員の情報管理について周知徹底する。
 - ・重要情報資産は、原則持ち出し禁止。やむを得ず持ち出す際は、「校内情報管理マニュアル」に従い、事前に必ず校長の許可を得るとともに、常に身に付け寄り道をしないなど、慎重な取扱いに努める。
 - ・重要情報資産については、暗号化やパスワードの設定を行い、盗難や紛失に備える。
- (3) 重要情報資産を紛失した場合の対処方法について周知徹底する。
 - ・二次被害を防止するためにも、紛失の可能性のある段階で、校長に報告する。校長不在の場合は教頭に報告する。

4 金銭事故（横領）

- (1) 学校内の会計に対する正しい理解と認識を持つ。
 - ・内部牽制が機能するための体制を構築し、一人だけで処理に当たることのないようにする。
 - ・「職場内研修」の実施等による啓発
 - ・学校徴収金等取扱マニュアルに基づく適切な会計処理を行う。
- (2) 教職員の服務規律の保持について周知徹底する。
 - ・管理職は、日ごろから私費会計の取扱いについて十分注意を払っておく。

5 交通事故・交通法規違反

- (1) 交通法規の遵守を徹底する。
 - ・「職場内研修」の実施等による意識高揚
 - ・「飲酒運転の根絶!!」（長野県警察本部）の活用
- (2) 教職員の服務規律の保持について周知徹底する。
 - ・毎年4月1日に「安全運転の誓い」を書くとともに、運転免許の有効期限を確認する。
 - ・各校で定められた飲酒運転撲滅実践計画に基づく指導
- (3) 交通事故等を起こした場合の対処方法について周知徹底する。
 - ・まずは、人命救助
 - ・救急車の要請及び警察への通報、保険会社への連絡
 - ・直ちに校長に報告する。校長不在の場合は教頭に報告する。

II 非違行為発生時の対応

非違行為発生時に対応が必要となる事項を類型別に、概ね時系列で示しています。事案によっては対応が前後する場合や、複数回の対応が必要な場合もありますので、柔軟に対応されるようお願いいたします。

※1：「●」は必須事項、「○」は状況に応じ対応が必要となる事項を示しています。

※2：「手引き」は「学校危機管理マニュアル作成の手引き」を示しています。

【初動対応】

○けが人の救護等 <けが人がいる場合>

- ・応急措置を行うとともに、救急車の要請（119番通報）をする。
- ・詳細は、手引き2章2（4）「救急救命体制」を参考に対応する。

【初期対応】（当日から数日以内）

1 非違行為の把握・確認

●校長が非違行為の発生を把握

- ・把握の態様は、非違行為を起こした教職員からの報告、他の教職員からの報告、児童生徒や保護者からの相談、校内相談窓口や第三者相談機関からの連絡、匿名の通報、警察からの連絡、報道機関からの問い合わせ等、様々である。

- ・非違行為を起こした教職員が報告する際は、5W1Hを明確にする。

●事実確認

- ・非違行為を起こした教職員、関係教職員、児童生徒（被害に遭った場合）等から事情を聴き、事実を確認する。
- ・児童生徒が被害者となった場合には、被害児童生徒の意向やプライバシーに十分配慮し、迅速に対応する。
- ・児童生徒から事情を聴く際は、威圧的な態度にならないよう注意する。
- ・教職員が逮捕された場合、警察に面会許可を求め、教職員と面会して必要な情報を収集する。また、家族や友人等、当該教職員と関わりの深い者からも情報を収集する。
- ・情報の紛失等の場合、心当たりのある場所だけでなく、可能性のある場所をくまなく探すとともに、発見できなかった時は紛失等をした情報の内容を特定する。
- ・金銭事故（横領）の場合、横領金額の確定に当たっては帳簿、通帳等を丁寧に確認する。

2 報告・通報・相談等

●教育委員会への連絡・相談等

- ・事実確認後、直ちに市町村教委と県教委に、同時に電話で連絡する。
- ・その後、事故報告書（速報）を作成し、市町村教委と県教委に、同時に送付する。
- ・重要な情報が確認できた場合は、市町村教委と県教委へ適宜続報を入れる。
- ・常に情報の共有を図りながら、対応について相談する。

○警察への通報・相談等 <犯罪である可能性のある場合等>

- ・横領、悪質な体罰など犯罪である可能性のある場合は、警察に通報・相談する。
- ・スクールセクシュアルハラスメントやストーカー行為など性犯罪の可能性のある場合は、被害者と話し合いながら警察に相談する。
- ・重要情報資産等の紛失、盗難等の場合は、警察に遺失届又は盗難届を提出する。

○警察の捜査等への協力 <教職員が逮捕された場合等>

- ・学校が警察に家宅捜索された場合、捜査に協力しつつ、児童生徒や他の教職員の個人情報等の開示等について十分留意する。

3 取材対応

○報道機関への対応 <報道機関からの問い合わせ等の可能性がある場合>

- ・報道機関からの問い合わせは、校長が非違行為の発生を把握していない段階で、また1回だけでなく複数回にわたって来る可能性がある。
- ・詳細は、手引き2章2（5）「報道機関への対応」を参考に対応する。

4 校内の体制整備等

○対策本部の設置 <社会的影響が大きい場合（教職員が逮捕された場合、情報管理に関する事故の場合など）>

- ・情報を収集・分析し、非違行為対応マニュアルと照らし合わせ、教育委員会と相談しながら対応方針等を決定し、係ごとの役割分担を確認する。

・報道機関、警察、情報流出に関する相談など、外部対応のための校内窓口を一本化する。

●非違行為を起こした教職員について懲戒処分等が決定されるまでの間の処遇を決定

・児童生徒への影響を第一に考え、非違行為を起こした教職員に担任や部活動の顧問等を続けさせるか否か決定するなど、市町村教委、県教委と相談しながら対応する。

○教務会、学年会等の関係者会議の開催

＜非違行為を起こした教職員の校務分掌等を交替させる場合＞

・担任や部活動の顧問の交替、授業の補充、その他の校務分掌の交替等を決定する。

●緊急職員会議の開催

・非違行為の状況等を説明し、その後の対応に係る分担等を確認する。

5 被害者への説明・謝罪

○被害者への説明・謝罪 ＜被害者のある非違行為の場合＞

- ・被害者の意向やプライバシーに十分配慮して、誠意を持って謝罪・対応する。
- ・被害者が自校の児童生徒の場合は、保護者に連絡をとり、校長（教頭）と学級担任が被害者宅を訪れ、被害者と保護者に非違行為の説明と謝罪をする。被害者と保護者の同意が得られる場合には、非違行為を起こした教職員本人も同行させる。
- ・被害者が自校の児童生徒以外の場合は、非違行為を起こした教職員本人が謝罪を行い、必要に応じて校長（教頭）が被害者宅等を訪れ、非違行為の説明と謝罪をする。

6 児童生徒・保護者への説明・謝罪

●PTA会長等への説明・協力依頼

- ・PTA会長に非違行為の状況や今後の方針等を説明する。全校保護者説明会を行う場合には、併せて協力を依頼する。
- ・全校保護者説明会以外に、学級や部活動の保護者会で説明・謝罪をする場合には、PTA会長と併せ当該保護者会長にも非違行為の状況等を説明し、協力を依頼する。

○児童生徒への説明・謝罪 ＜軽微な非違行為以外の場合＞

- ・非違行為の内容と児童生徒への影響から、説明・謝罪をする児童生徒の範囲（担任する学級、顧問を務める部活動、全校など）を決定する。
- ・全校の児童生徒に説明・謝罪を行う場合には、事前に関係する児童生徒（担任する学級、顧問を務める部活動など）に対し、説明・謝罪をする。
- ・自校の児童生徒や保護者が被害に遭った非違行為の場合は、被害者のプライバシーやメンタル面のケアに特に注意しながら、説明・謝罪を行う。

○保護者への説明・謝罪 ＜軽微な非違行為以外の場合＞

- ・非違行為の内容と児童生徒への影響から、説明・謝罪をする保護者の範囲（担任する学級のみ、顧問を務める部活動のみ、全校など）を決定する。
- ・全校の保護者に説明・謝罪を行う場合には、事前に関係する児童生徒の保護者（担任する学級、顧問を務める部活動など）に対し、説明・謝罪をする。

- ・自校の児童生徒や保護者が被害に遭った非違行為の場合は、被害者のプライバシーやメンタル面のケアに特に注意しながら、説明・謝罪を行う。
- ・その他、手引き2章2（2）「避難・登下校対応、保護者との連携」を参考に対応する。

○児童生徒等の心のケア

＜児童生徒等が非違行為の被害に遭った場合、特に重大な非違行為の場合等＞

- ・スクールカウンセラーと連携しながら対応を開始し、中・長期的に対応する。
- ・詳細は、手引き2章3（2）「児童生徒と保護者の心のケア」を参考に対応する。

7 記者会見等

○【※原則として教育委員会が実施】懲戒処分前公表の記者会見

＜児童生徒に対するわいせつな行為等、飲酒運転等の重大な非違行為などの場合＞

- ・懲戒処分前公表の対象となる非違行為は、「教職員の非違行為に係る公表ガイドライン」（別添）の第2の2に定める非違行為とする。
- ・学校と教育委員会が連携し、原則として教育委員会が記者会見を実施する。
- ・記者会見については、手引き2章2（5）「報道機関への対応」を参考に対応する。

○情報流出防止のための公表 ＜情報管理に関する事故の場合＞

- ・重要情報資産等の紛失、盗難等があった場合、情報の流出や悪用を防ぐため、学校と教育委員会が連携して記者会見を実施し、事実を公表する。
- ・記者会見については、手引き2章2（5）「報道機関への対応」を参考に対応する。

【中・長期対応】

●再発防止策の検討・徹底

- ・収集した情報を分析し、非違行為発生の原因を導き出す。
- ・自校の児童生徒が被害者となったわいせつな行為など、特に重大な非違行為については、県教育委員会とも連携する。
- ・原因に対応する再発防止策を検討し、教職員に徹底することにより、非違行為の発生を防止する。

教職員の非違行為に係る公表ガイドライン

平成 25 年 5 月 30 日

長野県教育委員会

第 1 趣旨

このガイドラインは、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の任命した教職員が、非違行為により地方公務員法に基づく懲戒処分等を受け、または受けるべき場合において、その事実や処分内容等を県民に対して明らかにし、行政機関としての説明責任を全うするとともに、県民の信頼に応える透明性の高い教育行政を確立するため、その公表基準等について定めるものとする。

第 2 公表基準

公表は、次の基準により行う。

1 懲戒処分等後公表

次の場合には、教育委員会は速やかに公表する。

- (1) 教職員による非違行為について、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき懲戒処分を決定したとき
- (2) 刑事事件で起訴された場合において、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき分限休職処分を行ったとき
- (3) 指導上の措置(訓諭、嚴重注意、口頭注意)について、社会的影響その他の事情に鑑み、教育委員会において公表すべきであると判断したとき

2 懲戒処分前公表

懲戒処分の対象となるべき次の非違行為について、教育委員会が事案の把握と確認をした段階で速やかにその旨を公表する。

- (1) 教育委員会の「懲戒処分等の指針」第 3 標準例「1 児童生徒に対する非違行為関係」に定める「わいせつな行為等」及び「体罰」の項目に該当すると教育委員会が判断した非違行為
- (2) 飲酒運転その他重大な非違行為

第 3 公表内容等

1 懲戒処分等後公表

- (1) 公表は、懲戒処分等の決定後、教育委員会が行う。
- (2) 公表する内容

ア 懲戒免職の場合

- (ア) 被処分者の氏名、学校名、職名、年齢、性別
- (イ) 処分の内容
- (ウ) 処分の時期
- (エ) 処分の事由
- (オ) 既に懲戒処分前に公表をした事案については、その事実

イ 懲戒免職以外の場合

- (ア) 被処分者の校種等、職位、年齢、性別
- (イ) ~ (オ) アに同じ

この場合の校種等とは、事務局（本庁）、現地機関、学校以外の教育機関、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別をいう。

また、小学校、中学校及び高等学校にあつては、東信・南信・中信・北信の地区別を付すこととする。

(3) 公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 懲戒免職以外の処分であっても、社会的影響が大きな事件で、逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 上記ア及びイを行う場合は、その理由を明確にする。

(4) 公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

2 懲戒処分前公表

(1) 公表は、教育委員会が非違行為の事案の把握と確認をしたとき、教育委員会が行う。

ただし、県費負担教職員の非違行為については、市町村教育委員会と連携して行うものとする。

(2) 公表する内容

ア 事件・事故の概要

イ 発生時期

ウ 教職員の校種等、職位、年齢、性別

(3) 公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 社会的影響が大きな事案で逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、必要に応じて教職員の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 警察が事情聴取等の捜査を行っており捜査の支障となる場合は、公表しない。

ただし、支障がなくなったときは公表する。

エ 上記ア、イ及びウを行う場合は、その理由を明確にする。

(4) 公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

第4 その他

1 教職員による非違行為が発生したとき、校長及び市町村教育委員会は、速やかに教育委員会に所定の報告を行うとともに、適切に保護者説明会等を行い、児童生徒の動揺を鎮め、保護者との情報共有を図るものとする。

また、教育委員会は、校長及び市町村教育委員会と連携を図り、ガイドラインの円滑な運用に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校の教育活動に支障が生じないよう、必要に応じ報道機関に十分な配慮を要請する。